

栄養ケア・ステーションご利用の手引き

(医療機関用)

公益社団法人 茨城県栄養士会 栄養ケア・ステーション

栄養ケア・ステーションは、管理栄養士・栄養士が地域や医療機関に対して栄養支援を行う拠点です。そして、充実した医療支援を志す医療機関のための仕組みでもあります。

医療機関に通院され、在宅で療養をされている患者さんに対して、管理栄養士が医療機関に出向き、栄養食事指導を行います。

1 利用対象

患者さんに対して、管理栄養士による栄養食事指導を希望する医療機関を対象としています。

2 利用手続き

(1) 派遣依頼

まず、添付の「**管理栄養士派遣依頼書**」(様式1)に所定の事項を記入し、茨城県栄養士会栄養ケア・ステーションに送付します。(FAXまたはEメール)

栄養ケア・ステーションでは、適正な管理栄養士をリストアップし、「**派遣決定通知書**」(様式1の下部)を返送します。

(2) 実施条件の確認

次に、「**栄養食事指導実施条件確認書(医療機関用)**」(様式2)に所定の事項を記入し、茨城県栄養士会栄養ケア・ステーションに送付します。(FAXまたはEメール)

栄養ケア・ステーションでは、派遣予定の管理栄養士の承諾をとり、「**栄養食事指導実施条件承諾書**」(様式2の下部)を担当管理栄養士が医療機関に直接提出します。

この時点で、契約が成立します。

(3) 指示書兼情報提供書の提出

管理栄養士が指導をする前までに、対象となる患者さんの状況を、「**指示書兼情報提供書**」(様式3)に記入いただき、茨城県栄養士会栄養ケア・ステーションあて送付してください。(FAXまたはEメール)

3 指導の実施

(1) 栄養食事指導の実施

決められた日時に、医療機関に管理栄養士が伺い、栄養食事指導を行います。

具体的な日時の調整は管理栄養士と打ち合わせて決定してください。

(2) 実施報告

栄養食事指導実施後は、管理栄養士が「**栄養食事指導報告書**」(様式4)により報告を行います。

報告書が提出されるまでの間の情報提供・報告等は、随時、管理栄養士と行って下さい。

4 個人情報の取り扱い

業務を遂行するために知り得た個人情報を他の目的のために利用したり、又は外部に提供したりすることはいたしません。その取り扱いについては、最善の注意を払い対応いたします。

5 費用

(1) 報酬

決められた額(栄養食事指導実施条件確認書に記載された額)を、栄養食事指導を行った管理栄養士に対し、医療機関から直接お支払いください。

(原則として、実施日から1月を超えない期間で支払う。)

(2) 食事診断料

食事頻度調査結果に基づいて指導を行うため、食事診断料が別途発生します。

6 利用上の留意点

- ・管理栄養士の派遣については、必ず茨城県栄養士会栄養ケア・ステーションを通し、所定の手続きを経てください。
- ・ご利用にあたってご不明な点がございましたら、お気軽に下記茨城県栄養士会栄養ケア・ステーションあてご連絡・ご相談ください。

【連絡先】

公益社団法人茨城県栄養士会(栄養ケア・ステーション)事務局

TEL 029-228-1089 FAX 029-228-4271

E-mail info@ibarakiken-eiyoushikai.or.jp